

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 9 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 35 号

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和 47 年瀬戸市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 3 条 削除	<u>（動物の死体の処分の依頼）</u> 第 3 条 <u>動物の死体の処分を受けようとする者は、動物の死体処分依頼書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。</u>
<u>（粗大ごみ）</u> 第 4 条の 2 <u>条例第 4 条の市長が規則で定める粗大ごみ（以下「粗大ごみ」という。）は、その大きさが瀬戸市指定のごみ袋に入らないものであって、別表に掲げるものとする。</u>	
<u>（粗大ごみ処理の申込み）</u> 第 4 条の 3 <u>粗大ごみを排出しようとする者（以下「排出者」という。）は、品名、数量、収集場所、その他必要な事項を、市長が別に定める粗大ごみの収集日の 7 日前までに市長に申し出なければならない。</u>	
<u>2 市長は、前項の規定により申出を受けたときは、排出者に対し、粗大ごみの処理上必要な指示をすることができる。</u>	
第 6 条から第 9 条まで 削除	第 6 条及び第 7 条 削除

<p>(<u>一般廃棄物処理手数料等の徴収方法</u>)</p>	<p>(<u>一般廃棄物処理手数料の額</u>)</p>
<p>第10条 <u>条例第8条の一般廃棄物処理手数料</u> (以下「<u>処理手数料</u>」という。)及び<u>条例第11条に規定する許可申請手数料</u>(以下「<u>許可申請手数料</u>」という。)の徴収方法は、<u>次条から第10条の7までに定めるところによるもの</u>のほか次に定めるところによる。ただし、<u>特別の理由があるときは、この限りでない。</u></p>	<p>第8条 <u>条例第8条に規定する一般廃棄物処理手数料</u>(以下「<u>手数料</u>」という。)の額は、<u>別表第1のとおりとする。</u></p> <p>第9条 <u>削除</u></p> <p>(<u>手数料の徴収方法</u>)</p> <p>第10条 <u>手数料の徴収方法は、次に定めるところによる。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。</u></p>
<p>— <u>処理手数料のうちし尿の臨時の処理手数料及び許可申請手数料は、その都度徴収する。</u></p> <p>— <u>処理手数料のうち粗大ごみの処理手数料は、粗大ごみ処理券を交付する都度徴収する。</u></p>	<p>— <u>動物の死体に係る手数料については、動物の死体処分依頼書提出の都度徴収する。</u></p> <p>— <u>条例第11条に規定する手数料又は臨時収集の手数は、その都度徴収する。</u></p>
<p>第10条の2 <u>処理手数料のうちし尿に係る手数料</u>(前条第1号に規定する<u>臨時の処理手数料</u>を除く。以下「<u>し尿処理手数料</u>」という。)の徴収方法は、次に掲げる区分による。</p> <p>及び &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>	<p>(<u>し尿処理手数料の徴収方法</u>)</p> <p>第10条の2 <u>し尿に係る手数料</u>(前条第2号に規定する<u>臨時収集の処理手数料</u>を除く。以下「<u>し尿処理手数料</u>」という。)の徴収方法は、次に掲げる区分による。</p> <p>及び &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>
<p>(<u>粗大ごみ処理券の汚損等</u>)</p> <p>第10条の9 <u>汚損し、又は破損した粗大ごみ処理券は無効とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、粗大ごみ処理券を再交付することができる。</u></p>	<p>(<u>手数料等の減免の理由および申請</u>)</p> <p>第11条 <u>条例第12条に規定する特別の理由</u>は、次のとおりとする。</p>
<p>(<u>処理手数料の減免の理由及び申請</u>)</p> <p>第11条 <u>条例第13条の特に必要があると認めるときは、次のいずれかに該当するときとす</u></p>	<p>(<u>手数料等の減免の理由および申請</u>)</p> <p>第11条 <u>条例第12条に規定する特別の理由</u>は、次のとおりとする。</p>

る。

<省略>

— 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき。

— <省略>

2 条例第13条の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（第8号様式）によって、市長に申請しなければならない。

（一般廃棄物収集運搬業等の許可申請）

第12条 条例第11条に規定する許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（第9号様式）若しくは一般廃棄物処分業許可申請書（第9号様式の2）又は浄化槽清掃業許可申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（環境衛生巡視員身分証明書）

第17条 条例第14条に規定する環境衛生巡視員は、環境衛生巡視員身分証明書（第17号様式）を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

別表（第4条の2関係）

種目	品名
家具、寝具、建具、 厨房用具類	たんす 飾り棚 棚 鏡台
	サイドボード 下駄箱 机
	椅子 ソファ テーブル
	衣装箱 こたつ ハンガー
	ラック ベッド マットレス
	じゅうたん ドア 雨戸
	ふすま 畳 ガス台 調理台
電気、石	オーディオ式 換気扇 食

<省略>

— <省略>

2 条例第12条の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料（費用）減免申請書（第8号様式）によって、市長に申請しなければならない。

（一般廃棄物収集運搬業等の許可申請）

第12条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは同条第4項の規定による一般廃棄物処分業又は浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（第9号様式）若しくは一般廃棄物処分業許可申請書（第9号様式の2）又は浄化槽清掃業許可申請書（第10号様式）によって、市長に申請しなければならない。

（環境衛生巡視員身分証明書）

第17条 条例第13条に規定する環境衛生巡視員は、環境衛生巡視員身分証明書（第17号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

別表第1（第8条関係）

種別	取扱区分	手数料	
し尿	収集及び運搬	定額制	1人につき月額420円 1世帯につき月額300円
		従量制	20リットルにつき215円
	臨時	1回につき625円	

油、ガス器具類	器洗淨機　ズボンプレスー 扇風機　掃除機　電子レン ジ　ファクシミリ　マシン オープン　ストーブ　ガス テーブル
楽器、遊具類	オルガン　ギター　三輪車 自転車　滑り台　ブランコ スキー板　乳母車
その他	上記に類するものとして市長 が認めるもの

第 1 号様式を次のように改める。

#### 第 1 号様式　削除

第 8 号様式中「廃棄物処理手数料（費用）減免申請書」を「一般廃棄物処理手数料減免申請書」に、「規定による廃棄物の処理手数料（費用）」を「規定により次のとおり一般廃棄物の処理手数料」に、

「	<table border="1"> <tr> <td>廃棄物の種類</td> <td></td> <td>廃棄物の量</td> <td>k g</td> </tr> </table>	廃棄物の種類		廃棄物の量	k g	」を
廃棄物の種類		廃棄物の量	k g			
「	<table border="1"> <tr> <td>減免の対象となる一般廃棄物の種類等</td> <td></td> </tr> </table>	減免の対象となる一般廃棄物の種類等		」に		
減免の対象となる一般廃棄物の種類等						

改める。

第 9 号様式の 2 及び第 1 1 号様式の 2 の規定中「第 7 条第 4 項」を「第 7 条第 6 項」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 1 0 条第 2 号の改正規定及び第 1 0 条の 9 を加える規定は、瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（平成 2 2 年瀬戸市条例第 3 3

号) 附則ただし書に規定する日から施行する。